

## 住宅改修費申請等に係る留意点について

住宅改修費申請については、令和6年1月11日付けで通知したとおり、手続き内容を一部変更しました。

添付書類の不足・不備により、事前確認や支給決定に時間を要することがないように、別紙「住宅改修 提出前確認リスト」を作成しましたので、このチェックリストを確認のうえ、書類の提出をお願いします。

令和5年度にあった具体的事例を下記のとおりまとめましたので、書類作成の参考にしてください。

### 給付対象外となった事例

- ・家屋老朽化が原因の改修  
(例) 引き戸開閉困難を、書面や現地で確認した結果、敷居の老朽化によるものと判明した。

### 申請内容に疑義が生じ、給付に時間を要した事例

- ・現在の困りごとが改善、解消するための改修でない  
(例) 現在歩行での段差昇降に困っているが、将来、車椅子の使用を見込みスロープ設置
- ・申請時の工事内容が検討不足  
(例) 段差解消が出来ず、新たにスロープや手すりの設置が必要となった。

### 迅速な改修につながった事例

理由書に下記内容が明記されている

- ・利用者の心身の状況や生活習慣を確認し、動線と動作を検証していた
- ・一つ一つの改修が、利用者にとって必要であることを検証していた
- ・改修内容が、住宅の状況を踏まえた上で、利用者にとって安全であると確認していた

住宅改修は、利用者一人一人の生活の改善、または行動範囲を拡大させているかを確認しています。令和6年1月11日付けの通知に、理由書や間取りの記載例もありますので、参考にしてください。利用者にとって安全で、自立支援につながる生活が送れるように、改修内容の検討をお願い致します。

担当：介護保険課 給付係

TEL：(0258) 39-2245

FAX：(0258) 39-2278